

特商法の抜本的改正を求める全国連絡会 規約

第1条（名称）

本会は、特商法の抜本的改正を求める全国連絡会と称する。

第2条（所在地）

本会は、事務所を事務局長の所在地に置く。

第3条（目的）

本会は、特定商取引法（以下、「特商法」）の平成28年改正の際に規定された5年後見直し規定に基づく同法の見直しに際し、消費者被害の予防・救済のため、同法の抜本的な改正を実現することを目的とする。

第4条（活動内容）

本会は、前条の目的を実現するため、下記活動を行う。

- ① 特商法改正に関する意見表明
- ② 前条の目的達成に向けた宣伝・立法要請活動
- ③ 特商法に関する法令・判例・理論・実務の調査・研究
- ④ その他前条の目的達成に必要な一切の活動

第5条（会員）

本会は、本会の目的に賛同して入会の申し込みを行い、幹事会の承認を得た団体または個人を会員とする。

第6条（役員）

- 1 本会は代表幹事若干名、副代表幹事若干名、事務局長1名、事務局次長若干名、幹事若干名、会計1名を置くこととする。
- 2 役員、事務局の任期は1年とし、再任を妨げない。

第7条（意思決定）

本会の運営は、会員の意見を適宜の方法で聴取した上、役員及び事務局により構成される幹事会において決定する。

第8条（会計）

- 1 本会の会計は寄付でまかなう。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。
- 3 本会の収入支出は、会計が管理し、適宜幹事会に報告する。

附則

第1条

この規約は、2022年10月7日に発効する。